

背景及び目的

- ・子ども・若者総合相談センター(以下「センター」という。)に関しては、地方公共団体から、その運営等に関するノウハウがないとの声があるところ、これまでの運営指針は子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)に関する事項が中心で、センターの具体的な業務や体制について示していない。
- ・運営指針に、センターの運営に関する詳細についても盛り込み、地方公共団体の理解を促進することにより、センターの設置や機能向上を始めとした若者支援の推進を図ることを目的とする。

概要 (「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」を廃止し、センターの運営に関する内容を盛り込み、新たに「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」として発出する。)

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において、若者支援に係る有識者、実践者、自治体職員からなる検討委員会によって検討された「こども・若者支援に関するガイドラインに盛り込むべき内容案」を踏まえ、以下の内容等から構成

○若者支援の必要性及び担当部署設定等の体制整備

- ・効果的な若者支援のためにセンターが必要であるほか、協議会及びセンター未設置の地方公共団体においても、既存の相談機関等を活用しつつ相談・支援に関する機能の確保と、利用しやすいよう地域住民への周知が必要

○センターの役割・運営体制

- ・想定されるセンターの役割や運営体制の概要、意義
※センターとしての機能を有していれば、独立した窓口の設置は不要
- ・直営・民間委託のほか、圏域での設置等、地域資源の状況等に応じた運営形態

○センターの具体的業務

- ・相談への導入、相談対応、フォローアップ
※各段階ごとに、各自治体がまずは備えるべき機能〈ファーストステップ〉と、もう一步踏み込んだ追加的に確保することが望ましい機能〈ネクストステップ〉とに分けて提示
- ・都道府県のセンターの役割

◎本運営指針に併せて、上記調査研究において策定された「手引き」(指針を読み解くための解説のほか、各地域の好事例や検討委員が執筆したコラム等により構成)を活用するとともに、こども家庭庁においてオンライン等での説明会を集中的に実施することにより、地方公共団体の理解促進を図る。

「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」

（令和8年8月24日付けこ支庁第388号こども家庭庁支援局長通知により「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」発出
「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日付け府政共生第228号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を廃止）

具体的な業務概要①

相談への導入（指針第2の2（1）ア（ア））

<ファーストステップ> 支援対象者や家族・関係機関等に向けた周知・情報発信

- ・こども・若者が日常的に接する媒体や場所を重視し、SNSによる発信や学校・青少年施設等におけるリーフレットの配布・掲示など、多様なチャンネルを通じて相談窓口を周知
- ・「支援」という言葉を前面に押し出すことなく、利用者に対等な関係性を印象付ける表現、こども・若者の目線に立った親しみやすい言葉遣いやデザインを用いるなどして心理的ハードルを下げる工夫 等

<ネクストステップ> こども・若者との接点を持つための仕掛け

- ・フリースペースの運営やイベントの開催、校内居場所カフェ等の学校との連携等によるきっかけづくり
- ・オンラインの活用による利便性の向上、遊びを取り入れた活動等、支援を目的化しない取組
- ・家族や関係機関の情報提供に対応したアウトリーチにより、援助希求のないこども・若者と接触 等

相談対応（指針第2の2（1）ア（イ））

<ファーストステップ> 最初の面談、信頼関係の構築、支援機関へのつなぎ等

- ・相談者の基本情報や主訴の聞き取り。その際、本人の表現を否定したり誘導的になったりせずに対応
- ・相談者の抱える課題が明確でない、話しながらないなどの場合には、支援を急がず、信頼関係を構築しつつ、相談回数を重ねる中で本人と一緒に明確化
- ・つなぎ先の機関との関係構築のために必要な場合には、センターの職員が同行支援するなどし、関係機関に相談者が抱える課題や思いを伝えるためのサポート 等

<ネクストステップ> 支援計画の作成・実施等

- ・支援計画作成に際し、少なくとも、つなぎ先の関係機関を特定し、つなぐまでにセンターとして行う支援・関わりを明示
- ・支援における各関係機関の役割について、相談者本人との面談のほか、家族等関係者との面談、センターのスタッフや関係機関も交えたケース会議の開催等を通じて検討 等

「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」

（令和8年8月24日付けこ支庁第388号こども家庭庁支援局長通知により「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」発出
「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日付け府政共生第228号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を廃止）

具体的な業務概要②

フォローアップ（指針第2の2（1）ア（ウ））

- ・気軽に帰ることができるように、こども・若者との接点を持つための仕掛け（フリースペース等）は、いったん支援を終えたこども・若者にも開放し、関係が切れないよう配慮
- ・つなぎ先において安定的に支援されるようになるまで、必要に応じて継続的にフォローアップ
- ・関係機関につないだ後、少なくとも3～6か月程度は何らかの方法で本人の様子を確認
- ・関係機関側に、つなぎ後の経過を確認し、必要があればサポートする用意があることを連絡 等

地域資源の開拓・広報啓発（指針第2の2（1）イ）

- ・地域にどのような支援が存在するのかを整理・可視化した「地域資源マップ」を作成し、関係機関へのつなぎを円滑にし、支援の実効性を向上
- ・協議会への参加のほか、各種ネットワークへの参画や研修会等への参加を通じて、日頃から地域の関係機関・団体等と「顔の見える関係」を構築
- ・協議会等とも連携しつつ、関係機関や地域住民や関係者を対象とした広報・啓発活動、講演会や研修会の実施、ボランティア人材の養成等に取り組み、こども・若者のサポーター層を拡大 等

都道府県の役割（指針第2の2（2））

- ・管内市区町村のセンターに対する個別ケース対応に関する助言や情報提供
- ・センター未設置の管内市区町村のこども・若者についても、相談ニーズを確実に受け止めるための役割を担いつつ、未設置の市区町村に対し、センターの設置促進に向けた支援
- ・管内複数の市区町村間での連携が不可欠な事案に加え、進学・就職・家族事情等により他都道府県との連絡・情報共有・役割分担の調整が必要となる事案についても、都道府県レベルでの広域調整 等